

改訂日:2016年03月07日

製品安全性データシート


1.【製品及び会社情報】

カタログ番号	261185
製品名	BD BBL™ インドールテスト
会社名	日本ベクトン・ディッキンソン株式会社
住所	東京都港区赤坂4丁目15番1号
連絡先	0120-8555-90
	利用可能時間:9:00 - 17:00(土曜、日曜、祝日、弊社指定休日を除く)
使用上の制限	検査試薬

2.【危険有害性の要約】

GHS 分類

物理化学的危険	火薬類	分類できない
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類できない
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	高压ガス	分類対象外
	引火性液体	区分3
	可燃性固体	分類対象外
	自己反応性化学品	分類できない
	自然発火性液体	区分外
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	区分外
	水反応可燃性化学品	分類できない
	酸化性液体	区分外
	酸化性固体	分類対象外
	有機過酸化物	分類対象外
	金属腐食性物質	分類できない
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	区分5
	急性毒性(吸入:ガス)	区分1
	急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	区分2
	皮膚腐食性・刺激性	区分1A
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分外
	生殖細胞変異原性	区分外
	発がん性	区分外
	生殖毒性	区分外
	授乳に対する影響	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性(単回曝露)	区分1(呼吸器系)
		区分3(気道刺激、麻酔作用)
	特定標的臓器・全身毒性(反復曝露)	区分1((呼吸器系、歯)

環境に対する有害性	吸引性呼吸器有害性 水生環境急性有害性 水生環境慢性有害性	分類できない 区分1 区分外
シンボル		
注意喚起語	危険	
危険有害性情報	引火性液体および蒸気 飲み込むと有害(経口) 皮膚に接触すると有害(経皮) 吸入すると生命に危険(気体、粉塵、ミスト) 吸入すると有毒(蒸気) 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 重篤な眼の損傷 吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ 呼吸器への刺激のおそれ 眠気またはめまいのおそれ 呼吸器の障害 長期または反復曝露による呼吸器、歯の障害 水生生物に非常に強い毒性	
注意書き	安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。禁煙。 ・静電的に敏感な物質を積みなおす場合は、容器及び受器を接地、接合すること。 ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。静電気放電に対する予防装置を講ずること。 ・火災を発生しない工具を使用すること。 ・適切な呼吸用保護具を着用すること。 ・適切な保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 ・屋外又は換気の良い地域でのみ使用すること。 ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 ・取扱い後はよく手を洗うこと。 ・容器を密閉しておくこと。 ・環境への放出を避けること。 	
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 ・皮膚または髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ、または取り除くこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。 ・汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。 ・吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 	

- 保管
 - ・皮膚に付着した場合、眼に入った場合、飲み込んだ場合、吸入した場合は、直ちに医師に連絡すること。
 - ・呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。
 - ・容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
 - ・施錠して保管すること。
- 廃棄
 - ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託し適切に廃棄すること。

3. 【組成、成分情報】

単一製品・混合物の区別 混合物

化学名または一般名	濃度 (%)	CAS 番号	官報公示整理番号	
			化審法	安衛法
イソブチルアルコール	60-65	78-83-1	(2)-209 (2)-3049	-
塩酸	30-35	7647-01-0	(1)-215	-

4. 【応急措置】

吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

直ちに医師に連絡すること。
直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。
直ちに医師に連絡すること。
皮膚を速やかに洗浄すること。
皮膚を流水またはシャワーで洗うこと。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

目に入った場合

直ちに医師に連絡すること。
水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。
口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

5. 【火災時の措置】

消火剤

小火災：粉末消火剤、二酸化炭素、散水、耐アルコール性泡消火剤。

使ってはならない消火剤 特有の危険有害性

大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤。
棒状放水
極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。

特有の消火方法

加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。
引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。
大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。

消火を行う者の保護

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 【漏出時の措置】

<p>人体に対する注意事項 保護具および緊急措置</p>	<p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。 密閉された場所に立入る前に換気する。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(『8. 曝露防止措置及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 風上に留まる。 低地から離れる。</p>
<p>環境に対する注意事項</p>	<p>環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。</p>
<p>回収・中和</p>	<p>少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる:しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。</p>
<p>封じ込め及び浄化の方法・機材 二次災害の防止策</p>	<p>危険でなければ漏れを止める。 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p>

7. 【取扱い及び保管上の注意】

<p>取扱い</p>	<p>技術的対策 「8. 曝露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 局所排気装置・全体換気 「8. 曝露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。 安全取扱注意事項 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 空気中の濃度を曝露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 取扱い後はよく手を洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 環境への放出を避けること。</p>
<p>保管</p>	<p>接触回避 「10. 安定性及び反応性」を参照。</p>
<p>技術的対策</p>	<p>保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。</p>
<p>混触禁止物質 保管条件</p>	<p>「10. 安定性及び反応性」を参照。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。－禁煙。</p>

酸化剤から離して保管する。
 容器は直射日光や火気を避けること。
 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
 施錠して保管すること。

容器包装材料 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 【曝露防止及び保護措置】

イソブチルアルコール

管理濃度 50 ppm (2006 年)

(作業環境評価基準)

許容濃度

日本産業衛生学会 50 ppm、150 mg/m³ (2007 年版)

ACGIH TWA 50 ppm

塩化水素

管理濃度 未設定

(作業環境評価基準)

許容濃度

日本産業衛生学会 5 ppm、7.5mg/m³(最大許容濃度)(2007 年版)

ACGIH STEL C 2 ppm, 上限値

設備対策

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
 高熱取扱いで、工程で粉じん、ヒュームが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
 高熱取扱いで、工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
 高熱取扱いで、工程でガスが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具 適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。
 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。
 ネオプレンが推奨される。

飛沫がとぶ可能性のあるときは、全身の化学用保護衣(耐酸スーツ等)を着用する。

眼の保護具 適切な眼の保護具を着用すること。

化学飛沫用のゴーグル及び規格にあった顔面保護具を着用すること。
 安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。

皮膚及び身体の保護具 適切な保護衣、顔面用の保護具を着用すること。

一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。
 しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服(例えば、酸スーツ)及びブーツが必要である。

衛生対策

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 【物理的及び化学的性質】

物理的状態、形状、色など	液体
臭い	特徴的な臭い
pH	データ無し
融点・凝固点	データ無し
沸点、沸騰範囲	85℃
引火点	24℃
発火温度	390.0℃
爆発範囲	1.7 vol% ～ 12.0 vol%
蒸気圧	20.0 hPa
蒸気密度	データ無し
比重(密度)	データ無し
溶解度	水に溶解
n-オクタノール/水分配係数	データ無し
分解温度	データ無し
臭いの閾値	データ無し
蒸発速度(酢酸ブチル=1)	データ無し
燃焼性(固体、ガス)	データ無し
粘度	データ無し

10. 【安定性及び反応性】

安定性	通常の使用では安定である。
危険有害反応可能性	危険な反応はしない。
避けるべき条件	通常の使用では特になし。
混触危険物質	強塩基、酸化剤
危険有害な分解生成物	窒素酸化物、一酸化炭素、二酸化炭素、塩素

11. 【有害性情報】

製品としての情報がないため以下、イソブチルアルコール及び塩化水素及び酢酸の有害性情報を記載する。

イソブチルアルコール**急性毒性**

経口	ラット	LD50 3350mg/kg
	ラット	LD50 2650mg/kg
	ラット	LD50 2740mg/kg
	ラット	LD50 3100mg/kg
	ラット	LD50 2460mg/kg
		上記データより計算値
経皮	ウサギ	LD50 2460mg/kg
	ウサギ	LD50 4240mg/kg
	ウサギ	LD50 3400mg/kg
		上記データより計算値
吸入(蒸気)	ラット	LC50 19.2mg/L/4H
	ラット	LC50 24.2mg/L/4H
		飲み込むと有害のおそれ(区分5)
		皮膚に接触すると有害のおそれ(区分5)
		吸入すると有害のおそれ(区分5)
皮膚腐食性・刺激性		液体をヒトに適用した例はないが、ヒトへの蒸気曝露例で眼刺激性及び角膜の変化がみられたとの記述のウサギを用いたドレイズ試験(OECD ガイドライン 405 準拠 GLP 試験)で21日後も軽度な結膜発

	赤みられたとの記述、ならびにウサギを用いたドレイズ試験での刺激性の判定基準に該当する。
眼に対する重篤な損傷・刺激性	皮膚刺激(区分 2) 液体をヒトに適用した例はないが、ヒトへの蒸気曝露例で眼刺激性及び角膜の変化がみられたとの記述、ウサギを用いたドレイズ試験(OECD ガイドライン 405 準拠 GLP 試験)で 21 日後も軽度な結膜発赤みられたとの記述、ならびにウサギを用いたドレイズ試験での刺激性の判定基準に該当する。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	強い眼刺激(区分 2A) 呼吸器感作性:情報なし 皮膚感作性:情報なし
生殖細胞変異原性	体細胞を用いる in vivo 変異原性試験であるほ乳類赤血球を用いる小核試験で陰性の結果、及びほ乳類骨髄細胞を用いる染色体異常試験での陰性の結果 がある。
発がん性	情報なし
生殖毒性	妊娠ラット及びウサギへの曝露試験で胎児に影響が認められなかったとの記述、及びラットを用いた 2 世代繁殖性試験で繁殖毒性又は出生仔への影響が見られなかったとの記述がある。生殖毒性を示唆するヒト曝露例の報告はない。
特定標的臓器/全身毒性(単回)	ヒト曝露例で咽頭の刺激が観察されたとの記述から、気道刺激性があると考えられた。また、ラットを用いた神経毒性試験で 3000ppm6 時間曝露により活動性低下および驚愕反射の反応低下が認められたとの記述、およびラットおよびウサギを用いた吸入曝露試験で 15.7mg/L 4 時間曝露による中枢神経系の抑制がみられているが、いずれも可逆的な一過性の影響であることから、麻酔作用があると考えられた。以上の結果から区分 3(気道刺激性、麻酔作用)とした。
特定標的臓器/全身毒性(反復)	ラットを用いた 90 日間吸入曝露試験(曝露濃度:0, 250, 1000, 2500ppm)、ラットを用いた 90 日間強制経口投与試験(投与量:0, 100, 316, 1000mg/kg/day)、ならびにラットを用いた 90 日間飲水投与試験(推定投与量:0, 80, 340, 1450mg/kg/day)で、分類を支持する毒性が区分 2 のガイダンス値を超える用量でも認められていない。ヒト曝露症例における明確な毒性の報告がない。
吸引性呼吸器有害性	イソブチルアルコールは吸引性呼吸器有害性の区分 2 に該当する。 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ(区分 2)
塩化水素	
急性毒性	
経口	ラット LD50 = 238~277 mg/kg、700 mg/kg (SIDS (2009))より、危険性の高い方の区分 3 とした。
経皮	ウサギ LD50 > 5010 mg/kg (SIDS (2009))に基き区分外とした。
吸入	ガス:ラット LC50 = 4.2, 4.7, 283 mg/L/60min(4 時間換算値:順に、1411, 1579, 95083ppm)(SIDS (2009))より、危険性の高い方の区分 3 とした。 蒸気:データなし。 粉塵・ミスト:エアゾールのデータ、ラット LC50 = 1.68mg/L/1h (SIDS (2009))。この値の 4 時間値 0.42 mg/L に基づき区分 2 とした。
皮膚腐食性・刺激性	ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、1~4 時間曝露により濃度次第で腐食性が認められていること(SIDS (2009))、マウスあるいはラットに 5~30 分曝露により刺激性および皮膚の変色を伴う潰瘍が起きていること(SIDS (2009))、またヒトでも軽度~重度の刺激性、潰瘍

眼に対する重篤な損傷・刺激性	や薬傷を起こした報告もある(SIDS (2009))。以上より、本物質は腐食性を有すると考えられるので区分1とした。
呼吸器感作性	皮膚腐食性で区分1に分類されている。眼の損傷・刺激性に関してはすべて本物質の水溶液である塩酸曝露による。ウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激または損傷性、腐食性を示すとの記述があり(SIDS (2002))、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されている(SIDS (2002))ので区分1とした。なお、EU分類ではC、R34に分類されてる。
皮膚感作性	日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーの感作性化学物質の一つとしてリストアップされているので区分1とした。なお、ヒトで塩化水素を含む清掃剤に曝露後気管支痙攣を起こし、1年後になお僅かの刺激により喘息様症状を呈したとの報告がある(ACGIH (2003))。
生殖細胞変異原性	モルモットの Maximization Test およびマウスの Ear Swelling Test での陰性結果(SIDS (2009))に加え、15人のヒトに感作誘導後10～14日に適用した試験において誰も陽性反応を示さなかった報告(SIDS (2009))があり、区分外とした。
発がん性	In vivo 試験のデータがないため分類できない。なお、Ames 試験では陰性、in vitro 染色体異常試験では低 pH に起因する偽陽性が得られている(SIDS (2009))。
生殖毒性	IARCによるGroup 3(1992年)、ACGIHによるA4(2003年)の分類に基づき区分外とした。なお、ラットあるいはマウスの発がん性試験では発がん性を示唆する証拠はなく(SIDS (2009))、ヒトの疫学調査でも多くはがん発生と塩化水素曝露との関係に否定的である(IARC 54(1992)、PATTY (5th, 2001))。
特定標的臓器／全身毒性(単回)	データはすべてラットまたはマウスの妊娠期に投与した試験であり、児動物の発生に及ぼす悪影響は認められていない。しかし、親動物の交配あるいは妊娠前投与による性機能または生殖能に対する影響については不明であるので、データ不足のため「分類できない」とした。
特定標的臓器／全身毒性(反復)	ヒトで吸入曝露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001)、(IARC 54(1992)、ACGIH (2003))。また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分1の範囲で認められている(ACGIH (2003)、SIDS (2009))。以上のヒトおよび動物の情報に基づき区分1(呼吸器系)とした。
吸引性呼吸器有害性	ヒトで反復曝露を受け侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり(SIDS (2002)、EHC 21(1982)、DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている(DFGOTvol.6 (1994))。これらの情報に基づき区分1(歯、呼吸器系)とした。
吸引性呼吸器有害性	GHSの定義におけるガスである。。

12.【環境影響情報】

製品としての情報がないため以下、イソブチルアルコール及び塩化水素の環境影響情報を記載する

イソブチルアルコール

水生環境急性有害性 オオミジンコ EC50 1250mg/L/24H
区分外とした。

水生環境慢性有害性 区分外とした。

塩化水素

水生環境急性有害性	甲殻類（オオミジンコ）での48時間EC50 = 0.492mg/L (SIDS, 2005)他であることから、区分1とした。
水生環境慢性有害性	水溶液が強酸となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分外とした。

13.【廃棄上の注意】**残余廃棄物**

廃棄の際は、関連法規ならびに地方自治体の規準に従う。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

14.【輸送上の注意】**国際規制**

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	2924
Proper Shipping Name	Flammable liquid, corrosive, n.o.s.
Class	3
Sub Risk	8
Packing Group	III
Marine Pollutant	Not applicable
航空規制情報	ICAO/IATAの規程に従う。
UN No.	2934
Proper Shipping Name	Flammable liquid, corrosive, n.o.s.
Class	3
Sub Risk	8
Packing Group	III
国内規制	
陸上規制情報	消防法の規定に従う。 毒劇法の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2924
品名	その他の引火性液体(腐食性のもの)
クラス	3
副次危険	8
容器等級	III
海洋汚染物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2924
品名	その他の引火性液体(腐食性のもの)
クラス	3
副次危険	8
等級	III

特別の安全対策

輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。
危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れを生じないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
運搬中に事故が発生した場合、その旨を直ちに保健所・警察署または消防機関に届出ると共に製造業者、荷送人等関係先に至急連絡をとり、指示を仰ぐこと。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。

他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。
 他の危険物のそばに積載しない。
 輸送時にイエローカードを携帯する。

15. 【適用法令】

労働安全衛生法	特定化学物質第3類物質(特定化学物質等障害予防規則第2条第1項第6号)(塩化水素) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)(イソブチルアルコール) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条)(イソブチルアルコール、塩化水素(平成28年6月1日施行)) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(イソブチルアルコール、塩化水素) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)(イソブチルアルコール)
労働基準法	該当なし
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	該当なし
毒物及び劇物取締法	劇物(指定令第2条)(塩化水素)
大気汚染防止法	特定物質(法第17条第1項、施行令第10条)(塩化水素)
水質汚濁防止法施行令第2条有害物質	該当なし
海洋汚染防止法	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)(塩化水素)
消防法	第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1)
船舶安全法	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)(イソブチルアルコール)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)(イソブチルアルコール) 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)(塩化水素)

16. 【その他の情報】

参考文献

- 厚生労働省ウェブサイト 職場のあんぜんサイト
- 製品評価技術基盤機構 GHS混合物分類ツール (GHS改定2版対応版)

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データにもとづいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

改訂履歴	新規作成	2009年01月08日	
	改訂第一版	2014年07月16日	様式の変更。
			15. 【適用法令】消防法：イソブチルアルコールを第二石油類水溶性液体から第二石油類非水溶性液体へ修正。
	改訂第二版	2016年03月07日	3. 【組成、成分情報】レンジをもたせた濃度に記載修正。
			4. 【応急処置】を4. 【応急措置】に修正。
			15. 【適用法令】安全衛生法に「名称等を表示すべき危険物及び有害物(塩化水素)」を追加。